

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(遠藤則政君) 皆様、おはようございます。大変お疲れさまです。

開会に先立ちまして、本日の総会は全委員が出席しておりますので富岡町農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることを報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年第2回富岡町農業委員会総会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(遠藤則政君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(遠藤則政君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した資料のとおりであります。

○会議録署名委員の指名

○議長(遠藤則政君) 早速ですが、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定により、議長において

5番 笹山光政君

6番 小坂竜也君

の2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(遠藤則政君) 続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤則政君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議案の一括上程

○議長(遠藤則政君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（遠藤則政君） それではまず、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、ここで皆様にお諮りいたします。

議案第6号の別紙1、2、3については譲受人が同一者でありますので、一括して審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 異議なしと認めます。

よって、そのように一括して審議しますが、本案は1番、渡辺高一会長職務代理者も関わる案件となります。規則第10条で委員は自己に関する事項についてはその審議に参加することができないと規定されておりますので、本案の審議中、渡辺代理の一時退席をお願いします。

渡辺会長職務代理者、一時退席をお願いします。

〔1番（渡辺高一君）退席〕

○議長（遠藤則政君） それでは、事務局長より朗読と別紙1、2、3についての農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

なお、別紙の朗読について、上の行の番号から申請の事由の読み上げは最初の案件のみとし、2件目以降はこの部分の朗読を省略してください。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、代理での現地調査を行った7番、渡辺伸君の説明を求めます。

7番、渡辺伸君。

○7番（渡辺 伸君） この3件に関しまして先日、電話で別紙1の譲渡人、それから別紙2の譲渡人、渡辺高一委員、3名の方に連絡いたしました。この内容のとおり間違いがないということを確認できております。あわせて、譲受人も連絡しましたが、しっかりやっていきたいという意見もありましたので、報告申し上げます。そういうことであるので、問題ないかと私のほうでは判断しておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

9番 林君

○9番（林君） ちょっと勉強不足ですけれども、このソルガムって何でしょうか。

○議長（遠藤則政君） ソルガムって何かって。

事務局深谷君。

○事務局主事（深谷君） ソルガムですが、上の部分はバイオ燃料の材料になって、その下に残った球根はそのまま耕起すると肥料になる作物だと伺っております。

○議長（遠藤則政君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第6号別紙1、2、3を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

〔1番（渡辺高一君）復席〕

○議長（遠藤則政君） 次に、議案第6号別紙4を審議します。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である7番、渡辺伸君の説明を求めます。

7番、渡辺伸君。

○7番（渡辺伸君） この案件に関しても譲渡人、昨日電話で確認をしております。その内容もこの資料のとおりでありましたので、問題ないかなというふうに判断しておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第6号別紙4を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

続いて、議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である6番、小坂竜也君の説明を求めます。

6番、小坂竜也君。

○6番（小坂竜也君） 2月5日水曜日午前10時から委員5名、事務局2名、私の計7名で現地調査を行ってきました。先方からは、担当の方が立会いにいらっしゃいました。内容のほうについては事務局の説明どおりなのですけれども、現地調査をした際、ちょっと気になったところが2点ほどありまして、この内容について翌夕方申請者のほうに電話確認を行っています。その内容なのですけれども、38ページの⑥の写真のところ少し堆積が写っているのですけれども、この堆積が現状畑の9の2のところ2メートルほど山になっていたもので、その内容を確認したところ、建築後には撤去するという1つのことと、2点目は40年ほど前から進入路として使っていた部分なのですけれども、建築後には分筆して、地目変更登記されて宅地にする意思があるのかないのかを確認したところ、建築後に宅地にして、分筆登記をして登記し直したいという意向だったので、問題ないかと思えます。皆様の審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

続いて、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長より朗読と別紙1の農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

なお、別紙の朗読について、上の行の番号から申請の事由の読み上げは最初の案件のみとし、2件目以降はこの部分の朗読を省略してください。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である3番、原田八十治君の説明を求めます。

3番、原田八十治君。

○3番(原田八十治君) 先ほどの小坂委員と同様に、10月5日、調査員と事務局メンバーは同じで、代理人、それから工事関係者、施工業者の方が来ました。事務局のほうから、現地を見て回ったところ既に着工しており、とんでもない話なので、かなり私も強く関係者に申して現状復旧することを伝えました。先週月曜日事務局から電話あり、代理人が来て、原状復帰しましたというお話をお聞きしました。そこで、委員会が始まる前に現地に行って現状を見て、この写真の別紙のとおり、原状復旧されていたため今日に至りました。現状復旧されたことから、転用への問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。 以上です。

○議長(遠藤則政君) ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

8番、渡辺さん。

○8番(渡辺康男君) 今原田委員から説明ありましたが、会長も今朝一緒に見られたということで、会長にちょっと見解を伺いたいのですが、この件について。

○議長(遠藤則政君) 見解というか、以前も別室で事業者とお話しをしましたが、許可なく事業を開始することは非常に納得ができないものです。しかし、転用目的なども勘案して現地に行って現地を見てきました。非常に丁寧な対応でしたが、原田委員とも今後も十分に注意してくださいということなものですから、私もそのように同調して、本日の総会を開催するに至った次第です。

以上です。

○9番(林君) 農地パトロールするときは別に何ともなかったですね。

○3番(原田八十治君) なかったです。申請前だから。随分前だから。

○9番(林君) パトロール後か。

○3番(原田八十治君) そうなのです。私もその後見ていないから、分からないけれども。

○9番(林君) パトロールしていたのにね。あのときは何ともなかった。

○議長(遠藤則政君) ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤則政君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第8号別紙1を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(遠藤則政君) 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、別紙2を審議します。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である6番、小坂竜也君の説明を求めます。

6番、小坂竜也君。

○6番（小坂竜也君） 前案件同様の人員で2月5日水曜日に現地調査に行ってきました。先方からは譲受人のほうに立ち会っていただいたのですけれども、現地は現況写真どおりで問題ないと思います。申請の事由の補足なのですけれども、現地確認したところ、重機が野ざらしにされているので、長期的に見ると機械の傷みも懸念されるということで、車庫を隣接する当該地に建てたいということでした。隣接する宅地も雑種地も併用地のほうも現況写真どおりで問題ないかと思えます。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第8号別紙2を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがいまして、本案は許可することに決しました。

次に、別紙3を審議します。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である9番、林秀樹君の説明を求めます。

9番、林秀樹君。

○9番（林 秀樹君） 現地調査の説明をいたします。

現地調査は、先ほど説明を行っていましたが小坂委員と同じ人員で行っております。現場を見てきましたが、申請の事由にあるとおり、駐車場がやはり狭く形が悪いので、うまく車が並べるような状況になっていない場所だったので、確かに事故なども発生しやすく、この事由に書いてあるとおりです。

現場ですが、図面や写真を見たとおりの状態になっておりまして、特に現況には問題ないかと思えます。また、地面のほうも砂利を敷いてロープを張るといふことで、地形的には問題ないと思えますが、周りに雨水とか流れないようにとか、影響を考えて整地とかしてくださいというふうにはお願いしてきました。以上で特に問題はないと思えますので、皆さんの審議のほうお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第8号別紙3を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

続きまして、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局長の朗読と説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、現地調査員である9番、林秀樹君の説明を求めます。

9番、林秀樹君。

○9番（林 秀樹君） それでは、説明いたします。

これも前までの議案のとおり2月5日に同じ人員で現地調査に行っていました。説明を受けましたが、まず地形的には田んぼが段々畑になっていますが、図面で見ると設計段階においては地形に無理なく作ってあるので、大幅な改善はなく、特に問題はないのかなと思います。水路が、これも数か月前に富岡川沿いであった生コンの検査施設と同じで、こちらも水を再利用する形でやるというので、環境に対する影響は少ないのかなと思います。しかし、工事中に大雨など水の流出には気をつけて工事してくださいと一言申して引き揚げてきました。ということで、特に計画的には問題ないと思えますので、皆様の審議のほうよろしくお願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） 今の9番委員の説明で工事中注意してくださいよというふうなお話しされたというのですが、工事後の排水処理施設もあるので、下流になれば問題ないというふうには思われま
すけれども。

○9番（林 秀樹君） その辺は聞いてきましたが、後ろ側に図面がありましたけれども、ああいう
感じで一応そんなに水量は操業中に出ないということで、こちらのほうも土地改良区などとお話しし
て、十分その辺は気をつけてやりますのでということで、こちらも設備的にはそんなに大規模でもな
いので、今までの川の流れに沿ったような水量にしかならないのかなと思いますし、また、敷地内に
ため池があるので、その辺でも水ある程度受けられるのかなと思って、こちらのほうは問題ないかな
と思って確認してきました。

○議長（遠藤則政君） この案件に対しては、参考までなのですが、仕事のない人に雇用の場を確保
したいという会社のほうの意向がありました。

ほかにご質問等ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

○その他

○議長（遠藤則政君） 次に、日程第4、その他に入ります。

①、農地の権利取得における下限面積の引下げについて事務局の説明を求めます。

畠山君。

〔事務局次長兼農地調整係長説明〕

○議長（遠藤則政君） 事務局の説明が終わりましたが、皆様からご質問がありましたらお願いしま
す。

8番、渡辺君。

○8番（渡辺康男君） 私もこの案について反対はしませんけれども、記載している特に双葉郡の近
隣の町村等の状況をお聞かせいただければ。あるいは、動向といたしますか。

○議長（遠藤則政君） 深谷君。

○事務局主事（深谷広次君） こちらには掲載していないのですが、近隣ですと、浪江町のほうでこの事務局案と同じく町内全域は10アールで、空き地、宅地なんかと一緒に購入したり借りたりする場合は1アールということで設定をしているようです。

以上です。

○8番（渡辺康男君） 浪江はいつ決めたのか分かりませんが、決めたことによって新規就農であったり、あるいは宅地改善の、家庭菜園的なものだと思うのですが、1アール。その辺の動きというのは実際あるのかどうか、その辺聞いているのかどうかちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（遠藤則政君） 深谷君。

○事務局主事（深谷広次君） 申し訳ございません。確認はできていないのですが、例えば郡内ではなくて県内にちょっと幅を広げると、需要はあるため、町でもこういったことが見込めるのではないかなということで上げさせていただいております。

○議長（遠藤則政君） 6番、小坂竜也君。

○6番（小坂竜也君） 今事務局から説明あったとおり、1アール下限下げることによって、3年後に転用とかと乱開発というのに繋がるのが怖い。そこを防ぐような考えで実施しているところはあるのですか。1アールに下限を下げれば、もっと広い面積でも購入できますよね。それを農業委員会にかけて転用するので、そこで精査できるというのは分かるのですけれども、今回下限値を引き下げることによって条件がつくとか、そういうのを実施している地域とかはありますか。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） すみません。よくそこまで調査というか、調べていないので、今後近隣町村の状況と、それから効果も踏まえて、今6番委員さんからあったことも踏まえて調査を続けたいと思っています。また、私も先ほど申し上げたとおり、将来的な乱開発につながらないように、その辺も慎重に検討しなければならないかなというふうに思っております。ただ、我々の思いとしては、どうしてもプレーヤーが少ないと、農業プレーヤーが少ないので、ちょっとでもプレーヤーが来れるような施策を展開していきたいなという思いでございます。調べなければならないことたくさんありますので、来月の総会でご提示したいなというふうに思います。

○8番（渡辺康男君） 今の次長の説明で、私も次回でいいと思うのですが、メリット、デメリット、もあると思うのです、当然。その辺も具体的にちょっと出していただければ、調べていただいて、メリットだけでは私はないと思うのです。それをちょっとお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 整理して来月提出いたします。

○議長（遠藤則政君） この案件に関しては、今日採決するのではなくて、皆さんの意見を拝聴したいということなものですから、あと今日出なかったらうちに帰ってからでもいいですが、少し考えて、

意見あれば次回でもその時点でも構わないですから、そういう形で進めたいと思いますので、お願いします。

こんなものでいいですか、次へ進んでも。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑を終了します。

○議長（遠藤則政君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○閉会の宣告

○議長（遠藤則政君） それでは、以上をもちまして令和2年第2回総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。